

農地法第3条許可のポイント

農地法第3条の許可を受けるためには、以下の要件全てを満たす必要があります。

- ① 今回の申請地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ② 法人の場合は、農業生産法人の要件（農地法第2条第3項）若しくは農地法第3条第3項各号の要件を満たす法人であること
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に基本150日以上従事すること
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積（50アール）以上であること
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

上記要件の他、諸般の事情から耕作以外の目的で権利を取得するおそれがあると認められる場合は許可がされません。

詳細なご相談については阿見町農業委員会までお問い合わせください。

（阿見町農業委員会 TEL029-888-1111）